平成２５年（フ）第４９５号
横浜市港北区日吉５丁目11番24―201号
債務者　富山　浩延
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８７３号
横浜市港北区日吉５丁目11番24―201号
債務者　富山　絵美
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１６５号
横浜市鶴見区上末吉４丁目６番36―３号　ユナイト鶴見エリカの瞳102（住民票上の住所）
債務者　栗田　晴香
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３３１号
横浜市中区北方町１丁目68番地　シャンブル山手203号室
債務者　金田敏雄こと　金　　元東
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３３７号
神奈川県大和市中央林間西４丁目28番14号　セントラルハイツ201
債務者　福田　英樹（旧姓藤島）
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５６号
兵庫県多可郡多可町中区安楽田335番地　ウッズ・スクエアーB105号
破産者　宮原　　裕
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第７２８号
札幌市豊平区月寒西２条７丁目２番50―101号
破産者　岸田　博司
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２３号
栃木県足利市田中町627番地２、前住所群馬県太田市東本町57番32号
破産者　江角　貞夫
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第３９１号
埼玉県草加市谷塚２丁目10番１―505号、開始決定時の住所埼玉県草加市谷塚２丁目９番１―603号
破産者　魚喜こと　柴川喜代一
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６７０号
埼玉県越谷市伊原１丁目３番44号　ニュー越谷スカイハイツ605
破産者　黒川　幸浩
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７０４号
埼玉県南埼玉郡宮代町笠原２丁目５番29号、旧住所埼玉県南埼玉郡宮代町百間４丁目１番26号
破産者　宗川勇一郎
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７１８号
埼玉県春日部市栄町１丁目71番地１　グランドメゾンかすかべA―202
破産者　中村　昭彦
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第８７８号
福岡県糟屋郡宇美町明神坂１丁目19番７号ゆかり荘１号、破産手続開始決定時の住所福岡県太宰府市水城６丁目13番24号
破産者　中村愼一郎
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３０３号
秋田市豊岩小山字神田96番地
破産者　中村喜美雄
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９号
福島県郡山市日和田町高倉字町裏57番地市営住宅２―２―12
破産者　石戸　三郎
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第６０６号
神奈川県平塚市日向岡２丁目23番22号
破産者　萩原　廣一
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第７４号
神奈川県平塚市中原２丁目７番６―104号　シャルマンエル
破産者　知見　陽一
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部